

施術者の皆様へ

令和元年11月の施術分より 受領委任払いによる支払方法へ変更いたします

日本年金機構健康保険組合では、令和元年 11 月施術分より「はり、きゅう及びあんまマッサージ指圧施術療養費」について受領委任制度を導入いたします。

◎令和元年 11 月以降、以下の点にご留意ください。

- ① 受領委任の取扱規定に示されている申請様式(様式第 6 号又は第 6 号の 2)を使用してください。既定の申請様式以外で療養費申請が行われた場合は、申請書を返戻させていただきます。
- ② 令和元年 11 月の導入後について
代理受領方式による申請は廃止となりますため、代理受領方式による申請は、返戻させていただきます。(令和元年 10 月施術分までについては受付けます。)

※受領委任を取扱わない施術所につきましては、償還払いによる申請となります。

<お問い合わせ先>

日本年金機構健康保険組合 業務課

〒168-8548

東京都杉並区高井戸西3-5-24

電話：03-5336-0313